

議案第412号

さいたま都市計画道路の変更について（さいたま市決定）

さいたま都市計画道路の変更（さいたま市決定）

1. 都市計画道路3・1・7号外環状道路ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・1・7	外環状道路	さいたま市南区辻六丁目	さいたま市南区文蔵三丁目	さいたま市南区辻二丁目	約1,920m	地表式	4車線	62m	幹線街路国道17号線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所
	3・4・39	辻中央通り線	さいたま市南区辻八丁目	さいたま市南区辻八丁目	さいたま市南区辻八丁目	約50m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所
	3・4・40	朝霞蕨線	さいたま市南区辻八丁目	さいたま市南区辻八丁目	さいたま市南区辻八丁目	約240m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

さいたま市では、長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路について、社会状況の様々な変化を踏まえ、見直しの方向性を示した「さいたま市道路網計画」を定め、それらに基づき、未整備の都市計画道路の必要性の再検証を行いました。

その結果、将来交通量の変化等を踏まえ、合理的な計画への転換を図るため、一部区間の廃止を行うことが妥当となった3・4・39号辻中央通り線、及び一部区間の廃止に伴い隅切りの廃止を行うことが妥当となった3・1・7号外環状道路及び3・4・40号朝霞蕨線について、変更を行います。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条の第1項の規定に基づき、さいたま都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. さいたま都市計画区域における位置等

さいたま都市計画区域は、都心から20～40km圏にあり、埼玉県の一部に位置しています。また、さいたま都市計画区域に含まれる土地の区域は、さいたま市の行政区域の全域です。

【3・1・7号外環状道路】

本路線は、さいたま市の南区辻六丁目を起点とし、南区文蔵三丁目に至る延長1,920m、幅員62mの幹線街路です。

【3・4・39号辻中央通り線】

本路線は、さいたま市の南区辻八丁目を起点とし、南区辻八丁目に至る延長410m、幅員16mの幹線街路です。

【3・4・40号朝霞蔵線】

本路線は、さいたま市の南区辻八丁目を起点とし、南区辻八丁目に至る延長240m、幅員20mの幹線街路です。

II. 変更の理由

さいたま市では、長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路について、社会状況の様々な変化を踏まえ、見直しの方向性を示した「さいたま市道路網計画」を定め、それらに基づき、未整備の都市計画道路の必要性の再検証を行いました。

その結果、将来交通量の変化等を踏まえ、合理的な計画への転換を図るため、一部区間の廃止を行うことが妥当となった3・4・39号辻中央通り線、及び一部区間の廃止に伴い隅切りの廃止を行うことが妥当となった3・1・7号外環状道路及び3・4・40号朝霞蔵線について、変更を行います。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅 員	変更の内容
3・1・7号外環状道路	約1,920m	4車線	62m	・隅切りの廃止
3・4・39号辻中央通り線	約50m (約410m)	2車線	20m (16m)	・一部区間の廃止
3・4・40号朝霞蔵線	約240m	2車線	20m	・隅切りの廃止

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

なし